



府消委第17号

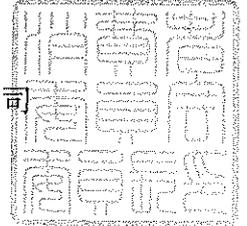
令和2年1月27日

内閣総理大臣

安倍晋三 殿

消費者委員会

委員長 山本 隆 司



答 申 書

令和2年1月16日付消食表第3号をもって諮問のあった、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の一部改正について、下記のとおり答申します。

記

食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の一部改正について、諮問された改正案（別添）のとおりとすることが適当とする。

別添の諮問案は、消費者委員会ホームページに掲載
<https://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/>